

成年後見制度の適切な運用に係る ワーキンググループ（WG1）	
令和8年7月21日	資料3-1

市町村長申立ての適切な実施と 成年後見制度利用支援事業の推進 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

第二期計画及び中間検証を踏まえた現状の取組

市町村長申立てについて

- 市町村長申立てに係る基本的なフロー等
 - ・令和2年度に開催した実務者協議の取りまとめを踏まえ、自治体に周知(R3.11.26付け課長通知)
 - ・主な内容は次のとおり
 - ・制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、親族への利用意見調査の実施は義務ではないこと
 - ・虐待等の緊急事案においては、親族への意向調査については省略可能であること
 - ・本人の住所と居所が異なる場合等、複数の市町村が関係する場合の申立基準の考え方を整理
- 令和6年度「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」
 - ・市町村長申立てに係る要綱等の整備状況や、複数市町村による調整が行われた事例等を調査し、結果を自治体に周知(R7.6.30付け事務連絡)
- 市町村長申立ての適切な実施に向けて参考となる事例の提供(R7.9.12付け事務連絡)
 - ・規制改革実施計画(R7.6.13閣議決定)での指摘を踏まえ、上記R3通知で示した考え方の具体的な事例を周知
- 令和8年度「市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」
 - ・市町村等へのアンケートやヒアリングにより、市町村長申立て時の親族調査における意思確認の方法や実施状況等を把握し、丁寧な対応等の好事例について横展開を予定

市長村長申立て（老人福祉法関係）

老人福祉法（抜粋）

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第13条第2項（保佐人の同意を要する旨の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）、第17条第1項（補助人の同意を要する旨の審判）、第876条の4第1項（保佐人に代理権を付与する旨の審判）又は第876条の9第1項（補助人に代理権を付与する旨の審判）に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

市町村長申立て（知的障害者福祉法）

知的障害者福祉法（抜粋）

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

市町村長申立て（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

（審判の請求）

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

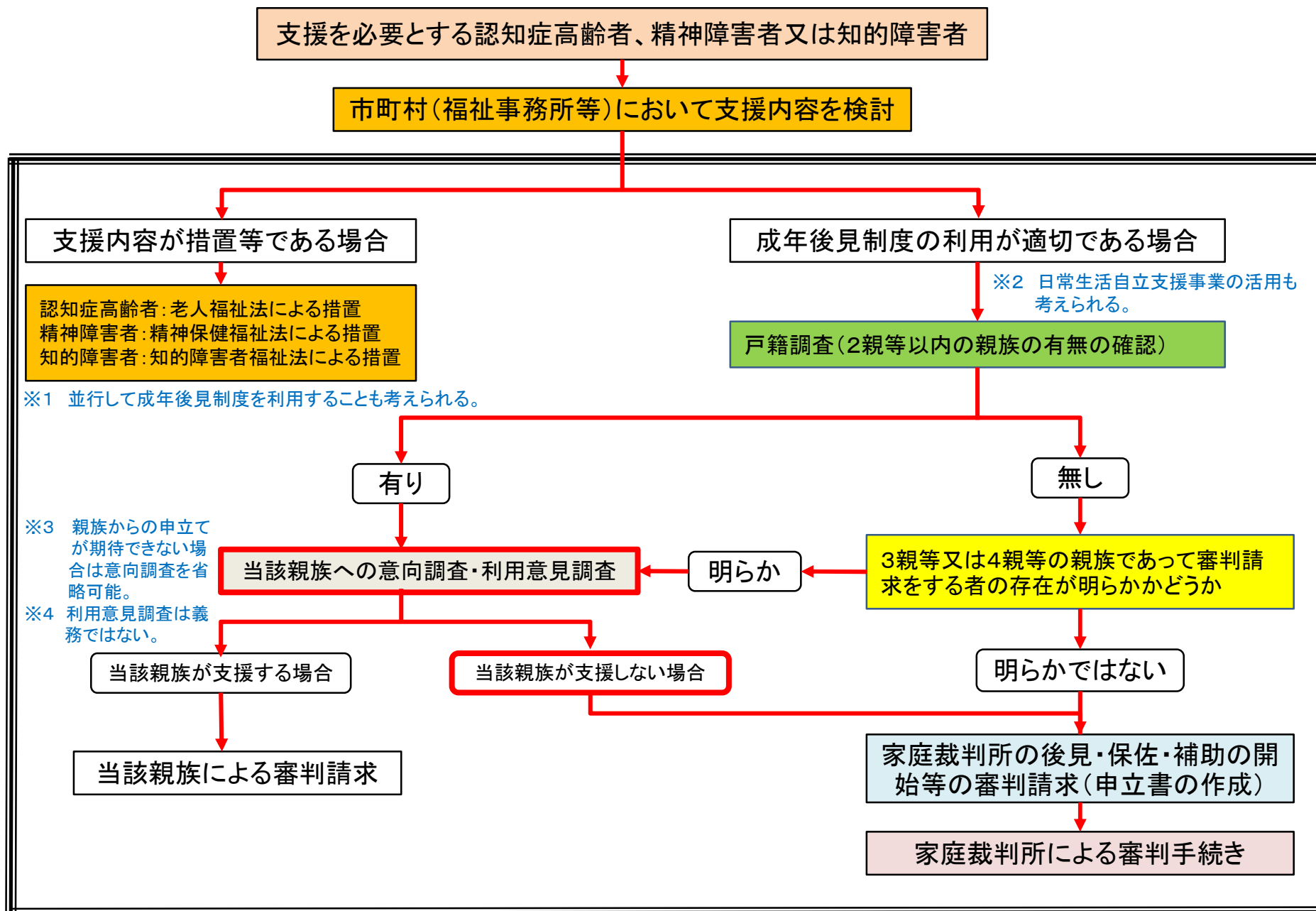
（後見等を行う者の推薦等）

第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

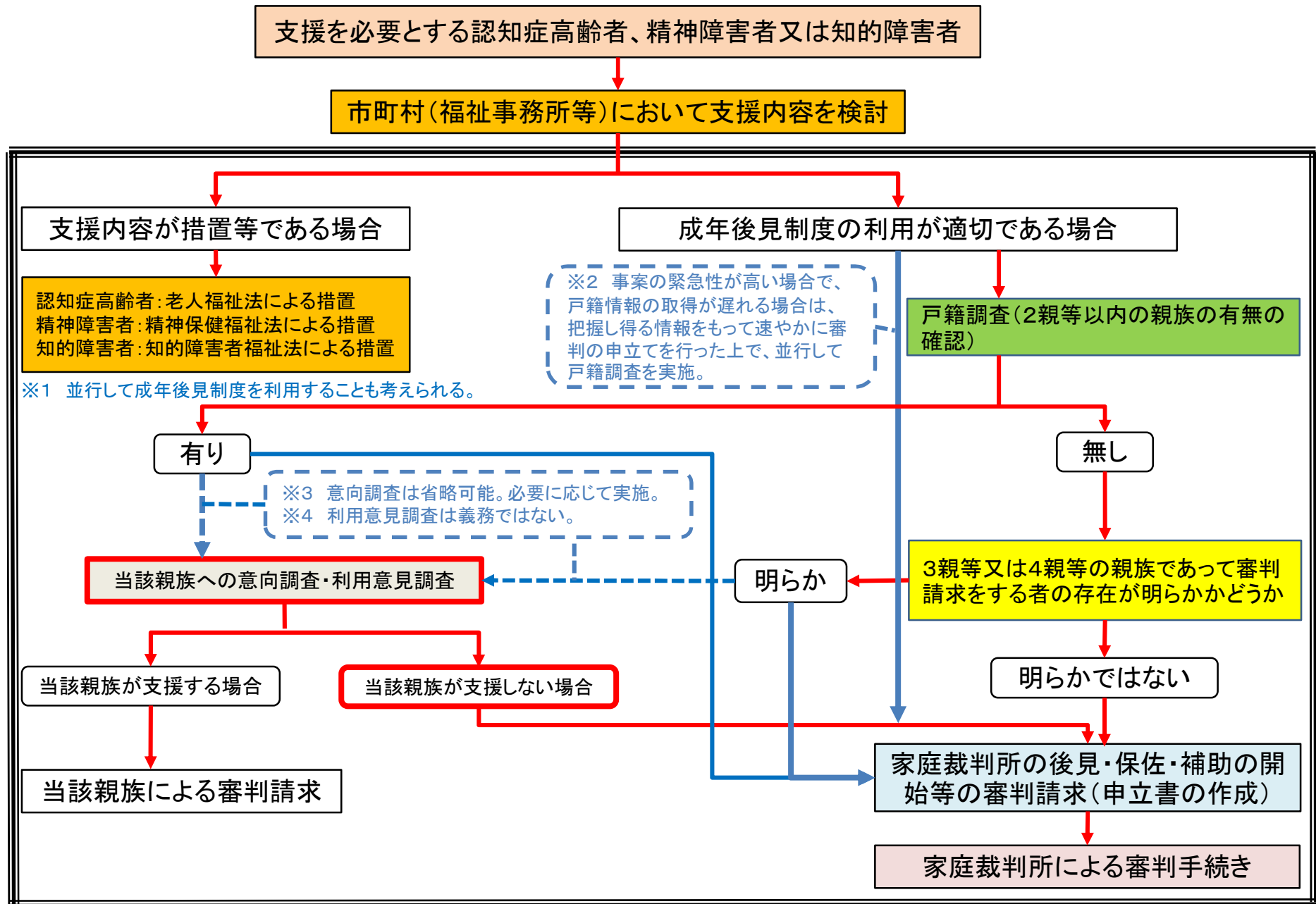
2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)

※虐待等の緊急事案ではない場合



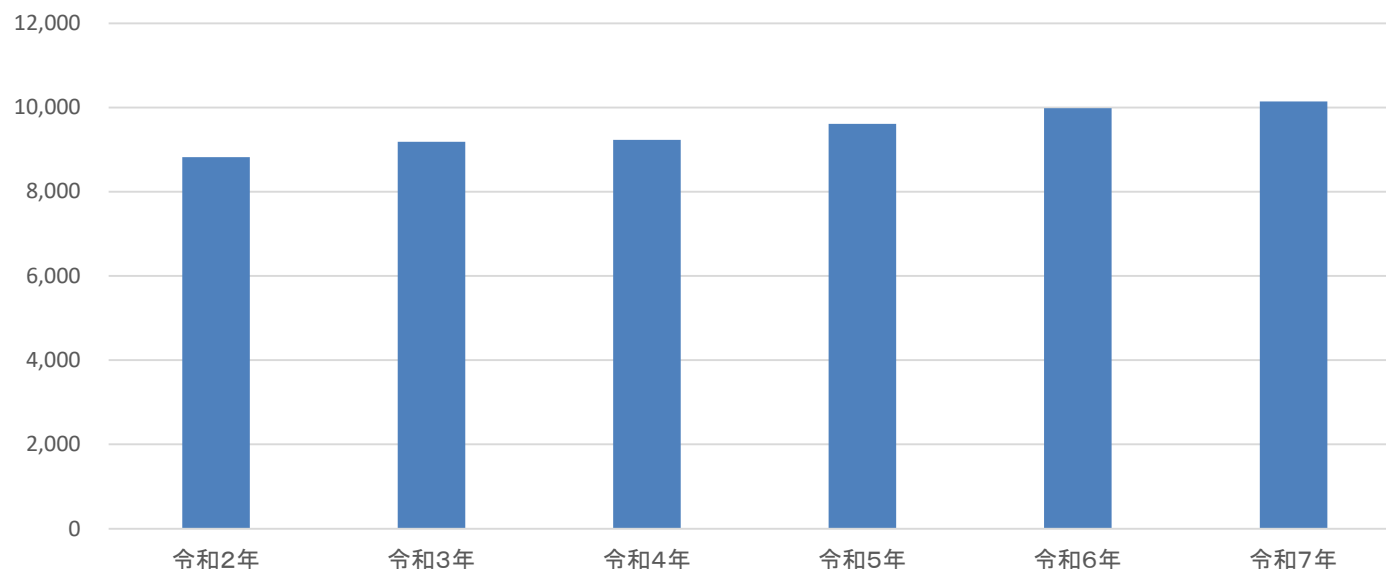
市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



市区町村長申立件数の推移(令和2年～令和7年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和7年は全体の約23.7%となっている。

(単位:件)



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
市区町村長申立件数	8,823	9,186	9,231	9,608	9,979	10,139
総数に占める割合	23.9%	23.3%	23.3%	23.6%	23.9%	23.7%

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの(42, 829件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(42, 674件)とは一致しない。

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況(「令和3年1月～12月」から「令和7年1月～12月」分まで)」より作成

都道府県別の市区町村長申立件数(令和7年)

○ 全国の市区町村長申立件数は10,139件であり、総数に占める割合は約23.7%である。都道府県別の総数に占める割合は、約11.4%～45.0%と地域によってばらつきがある。

都道府県名	市区町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市区町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市区町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合
北海道	466件	2,022件	23.0%	石 川	170件	482件	35.3%	岡 山	328件	990件	33.1%
青 森	204件	453件	45.0%	福 井	70件	292件	24.0%	広 島	261件	914件	28.6%
岩 手	114件	355件	32.1%	山 梨	101件	354件	28.5%	山 口	146件	519件	28.1%
宮 城	91件	400件	22.8%	長 野	154件	529件	29.1%	徳 島	137件	316件	43.4%
秋 田	58件	232件	25.0%	岐 阜	84件	319件	26.3%	香 川	90件	298件	30.2%
山 形	109件	286件	38.1%	静 岡	270件	1,268件	21.3%	愛 媛	129件	402件	32.1%
福 島	172件	497件	34.6%	愛 知	389件	1,590件	24.5%	高 知	95件	247件	38.5%
茨 城	176件	578件	30.4%	三 重	105件	481件	21.8%	福 岡	282件	1,775件	15.9%
栃 木	144件	443件	32.5%	滋 賀	87件	505件	17.2%	佐 賀	68件	261件	26.1%
群 馬	123件	590件	20.8%	京 都	166件	1,458件	11.4%	長 崎	92件	462件	19.9%
埼 玉	484件	1,794件	27.0%	大 阪	585件	3,653件	16.0%	熊 本	202件	546件	37.0%
千 葉	502件	2,084件	24.1%	兵 庫	281件	2,363件	11.9%	大 分	50件	287件	17.4%
東 京	1,477件	5,151件	28.7%	奈 良	131件	518件	25.3%	宮 崎	165件	472件	35.0%
神奈川	672件	3,458件	19.4%	和歌山	79件	281件	28.1%	鹿児島	122件	469件	26.0%
新 潟	177件	1,037件	17.1%	鳥 取	53件	203件	26.1%	沖 縄	128件	483件	26.5%
富 山	81件	489件	16.6%	島 根	69件	223件	30.9%	全 国	10,139件	42,829件	23.7%

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

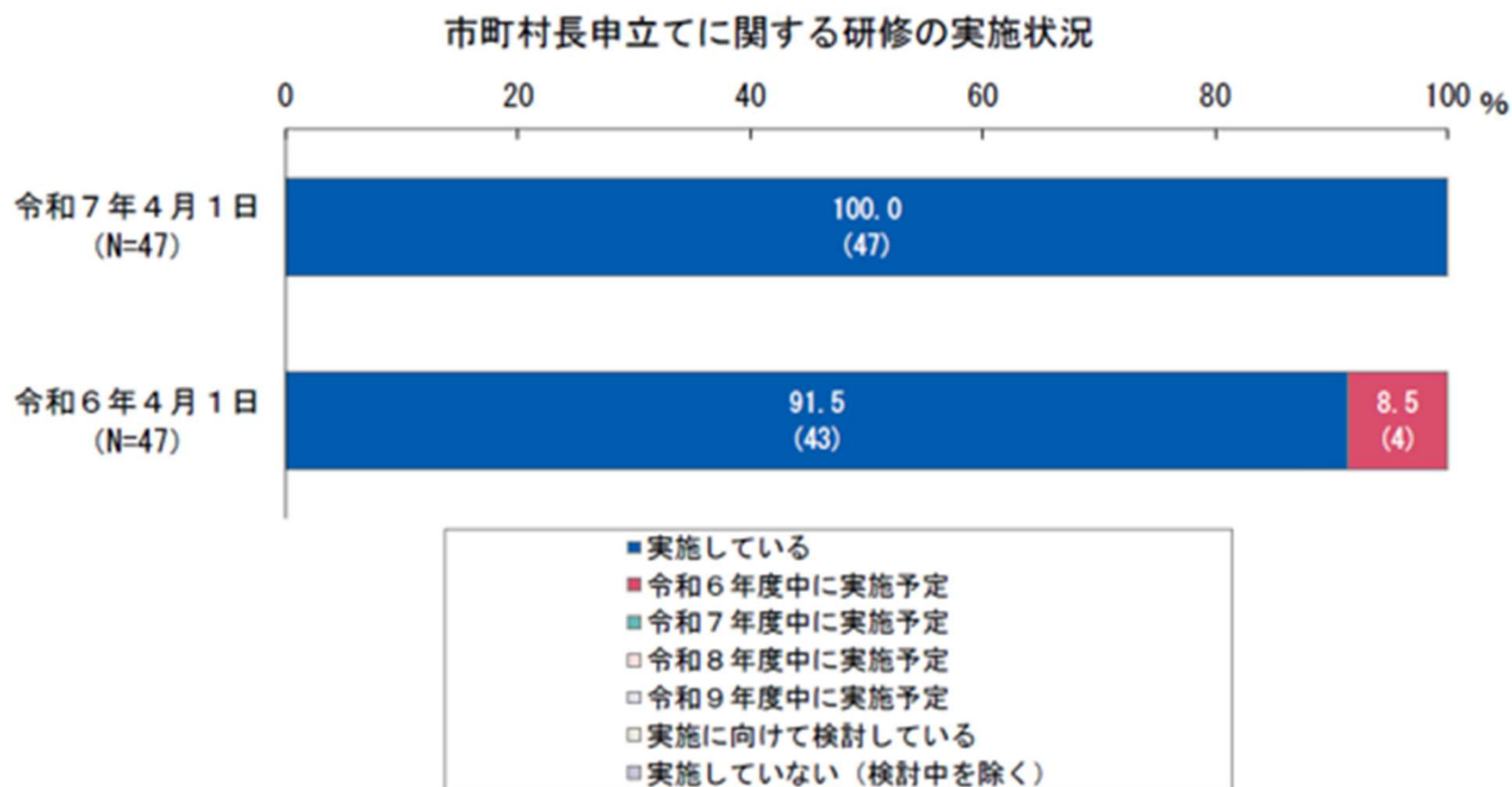
(注3) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの(42,829件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(42,674件)とは一致しない。

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」より作成

市町村長申立てに関する研修の実施状況

【令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（R8.4）】

（都道府県調査結果）



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の**尊厳保持のため**虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; subgraph C []; D[① 事実確認 (立入調査等)]; E[② 措置 (一時保護、面会制限)]; F[③ 成年後見制度の首長申立]; end</pre>	[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; subgraph D []; E[① 事実確認 ※1]; F[② 権限の適切な行使 ※2]; end; subgraph G []; H[① 権限の適切な行使 ※2]; I[② 措置等の公表]; end</pre> ※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認 ※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和6年度）

社会保障審議会
介護保険部会（第134回）

令和8年3月9日

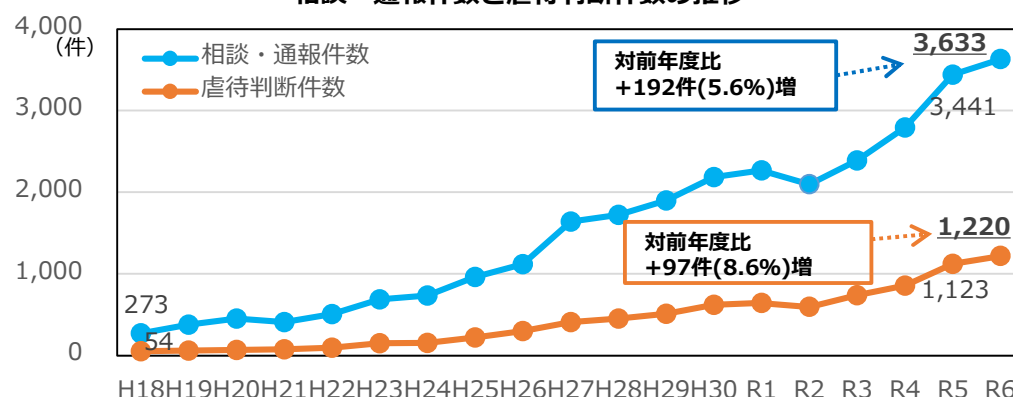
資料3
※一部改変

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
 - ・「**養介護施設従事者等（※1）による虐待**」は、**相談・通報件数が3,633件（対前年度比192件増）、虐待判断件数が1,220件（同比97件増）**であり、いずれも過去最多で4年連続増加、
 - ・「**養護者（※2）による虐待**」は、**相談・通報件数が41,814件（同比1,428件増）、虐待判断件数が17,133件（同比33件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で12年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

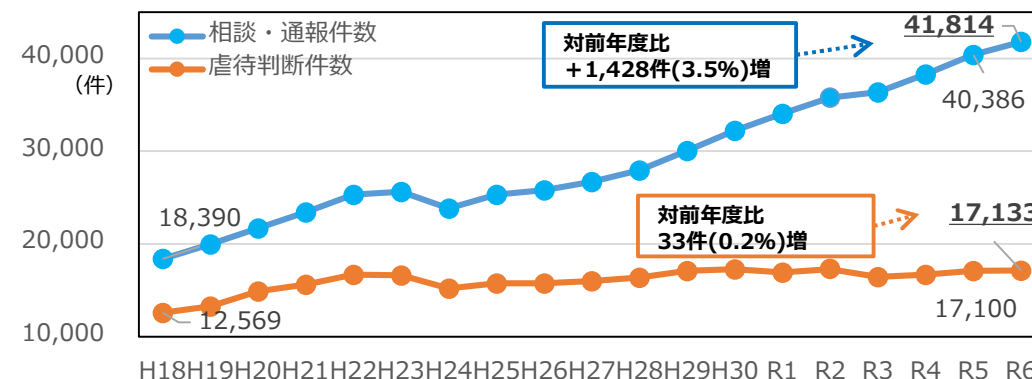
※1 介護サービスの業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（27.4%）、当該施設管理者等（18.2%）、家族・親族（14.6%）	警察（35.6%）、介護支援専門相談員（24.4%）、家族・親族（7.1%）
虐待の種別	身体的虐待 51.1%（身体拘束有 22.0%）、心理的虐待 27.7% 介護等放棄 25.7%、経済的虐待 10.3%、性的虐待 3.4%	身体的虐待（64.1%）、心理的虐待（37.2%）、介護等放棄（19.7%）、 経済的虐待（16.4%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 75.9% 職員の倫理観・理念の欠如 64.3% 職員のストレス・感情コントロール 62.5%	被虐待者の認知症の症状（58.1%）、 虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（57.2%）、 虐待者側の理解力の不足や低下（49.6%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	26件（26人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（28.9%）、有料老人ホーム（28.4%） 認知症対応型共同生活介護（14.8%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.9%）、夫（23.0%）、娘（19.3%）

令和6年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた 地方公共団体での対応の強化（令和7年度版）

令和8年3月31日付老発0331第10号厚生労働省老健局長通知「令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

基本的事項

〇市町村・都道府県の体制整備

相談・通報受付窓口の周知、閉庁時間の対応、虐待対応の平準化、関係機関との連携・協働体制強化、権限行使に関する事務処理体制、養護者支援等について、幅広くかつ定期的に検討することが必要

未然防止

- 〇地域住民への虐待防止・認知症理解促進等のための普及啓発
- 〇A(アセスメント)-PDCAサイクルによる虐待防止計画策定・評価の実施
- 〇介護保険サービスの適切な活用
- 〇施設・事業所職員等への研修

早期発見・ 迅速かつ適切な対応 (悪化防止)

- 〇相談・通報制度の周知
- 〇虐待対応・防止の体制整備強化
- 〇相談・通報受理から事実確認開始・終結までの期間等の短縮
- 〇虐待対応者の対応力向上

再発防止

- 〇虐待事例の振り返り・検証
- 〇養護者(虐待者)の支援・協働
- 〇介護サービス相談員の活用
- 〇虐待防止委員会・研修等の見直し
- 〇指導等の強化

体制整備の一層の充実・虐待防止に向けた取組強化

〇法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応(悪化防止)、再発防止に関する対策の実施
- ・「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」(令和7年12月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課長 認知症施策・地域介護推進課長 老人保健課長通知)や、本調査結果などを用いた指導助言の実施
- ・虐待の再発防止等のため、虐待の初発事例の初動対応時における適切な監査の実施、都道府県と市町村との連携・協働の実施
- ・「「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項」についてを踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」(令和7年11月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を踏まえた、適切な通報等の受け付け及び警察との連携・協力体制の構築
- ・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施
- ・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施
- ・認知症施策等との連携
- ・虐待の発生や対応の経過の客観的な検証
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

〇高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程(PDCAサイクル)の計画的な実施
- ・改訂版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(国マニュアル)及び国マニュアル別冊等の積極的な活用と周知の徹底
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

〇高齢者権利擁護等推進事業の活用

昨年度より、権利擁護推進員養成研修において追加した内容(研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能とする)や、権利擁護相談窓口における追加した利用対象者(高齢者本人・家族に加え、介護職員等も加える)等の周知と積極的な活用

〇財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

- ・都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

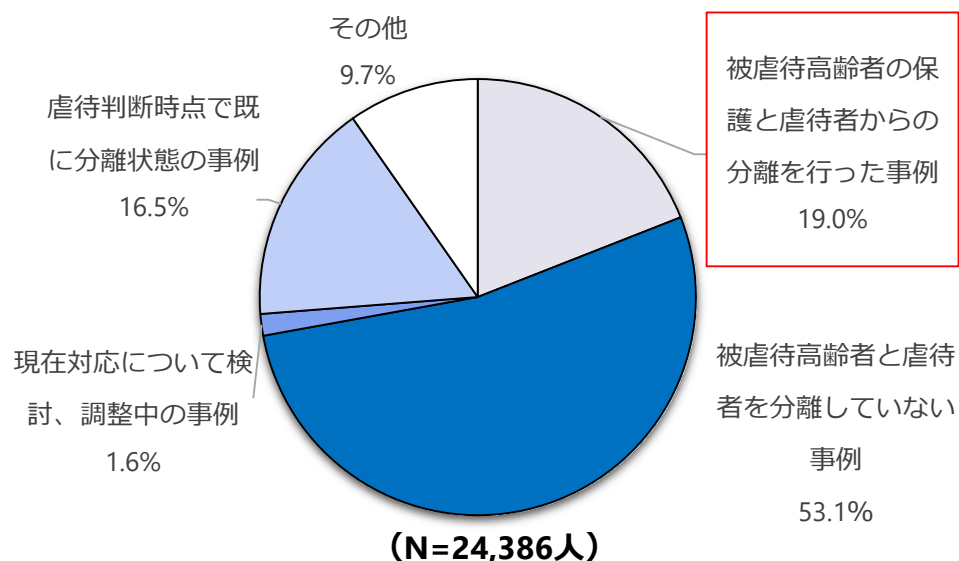
養護者による虐待への対応について

○被虐待者数17,472人＋令和5年度以前に虐待と判断して令和6年度に対応した6,914人を含む、**24,386人**に対する調査結果

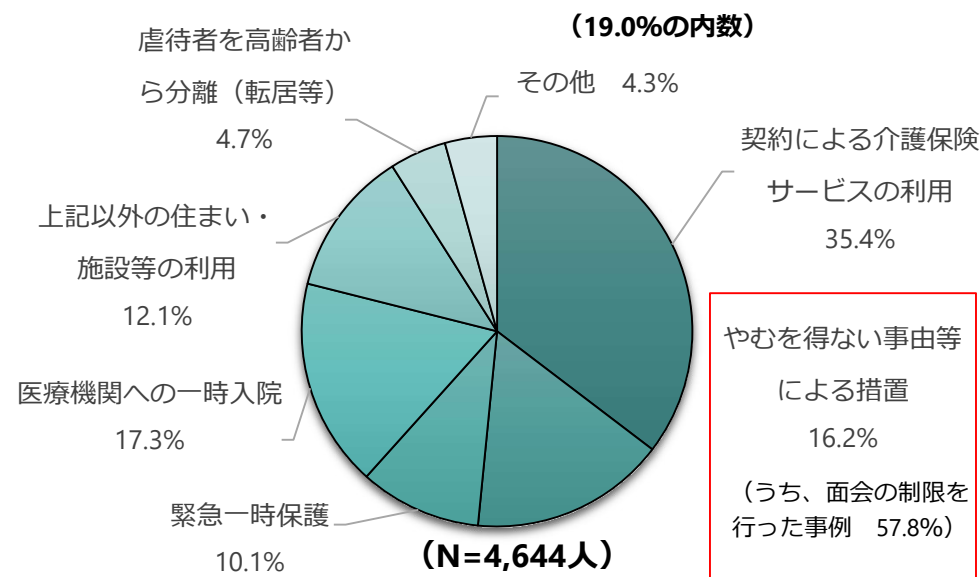
○虐待の事実が認められた事例への対応としては、**分離を行った事例が19.0%、分離していない事例が53.1%**となっている。

* 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）。

虐待の事実が認められた事例への対応



分離を行った事例の対応（最初に行った対応）



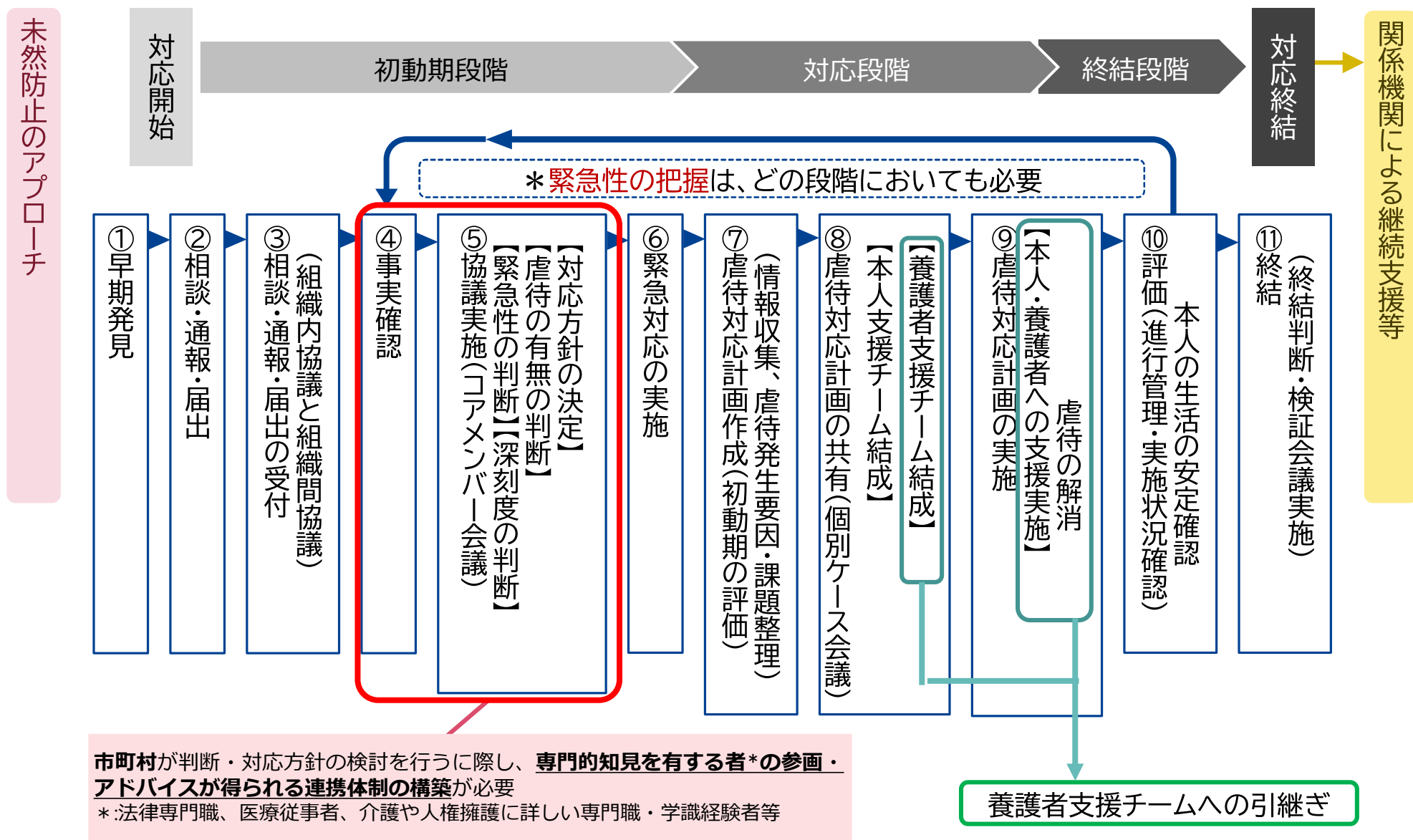
成年後見制度の利用状況

	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	229
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	746
成年後見制度利用手続き中	752

成年後見制度利用者（予定含む）は、被虐待高齢者24,386人の約6%

令和6年度内に「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった1,498人のうち、市町村長申立ての事例は1,054人（70.4%）

自治体における高齢者虐待相談・通報案件への対応のフロー



市町村が挙げた高齢者虐待対応を行うに当たっての課題（養護者による虐待）

- ・ 業務負担や対応ノウハウの継承の課題（人員配置・確保、異動に伴う課題など）
- ・ 専門的知識や対応力などの課題（虐待の有無や権限行使の判断が困難）

（自由記述延べ1,298件の記述内容を整理）

No	養護者による高齢者虐待に関する対応上の課題	回答
1	人員配置・確保、異動に関する事項	202件（15.6%）
2	発見、通報困難、啓発に関する事項	127件（9.8%）
3	解決困難・長期化に関する事項	111件（8.6%）
4	関係機関連携・ネットワークに関する事項	110件（8.5%）
5	対応スキルに関する事項	103件（7.9%）
6	養護者支援（障害・経済）に関する事項	86件（6.6%）

No	行政権限行使に関する課題（抜粋）
1	分離保護が必要と思われる場合の本人意思の尊重
2	医療行為が必要な高齢者の保護先の確保
3	やむを得ない事由による措置への施設側の理解
4	措置解除（契約移行等）のタイミングや費用負担の問題
5	養護者との関係性悪化
6	成年後見人等選任までの期間における財産保全の問題（搾取され続ける）

虐待対応における専門相談支援体制（都道府県・市町村）

厚生労働省では、市町村及び都道府県における適切な高齢者虐待防止対策の推進を図るため、「**高齢者権利擁護等推進事業**」において、**都道府県での権利擁護相談窓口の設置**や**市町村職員等の対応力強化を図る研修等の活用を推進**

■ 都道府県における取組状況

	令和6年度	(参考) 令和元年度
福祉・法律専門職等による 権利擁護相談窓口の設置	81% (38都道府県)	75% (35都道府県)

(出典：高齢者虐待防止法に基づく対応状況等調査)

■ 市町村における活用状況

N = 732（都道府県窓口があると回答した1,276市町村、回収率約73%）

	活用あり	今後活用したい	活用の予定なし
都道府県の専門相談 窓口の活用	49.2% (360市町村)	40.6% (297市町村)	10.2% (75市町村)

※「活用の予定なし」と回答した自治体においては、
・専門相談窓口相談するような困難事例はなかった
・市町村で契約している弁護士等の専門家との協力に対応できている
といった回答が多数

(出典：令和7年度老健事業 「高齢者虐待防止対策にかかる都道府県における市町村支援に関する現状分析に関するアンケート調査」)

■ 都道府県における専門職チーム（相談窓口）の例 （長野県社会福祉士会）

高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム（弁護士・社会福祉士）の活用を
— “その人が、その人らしく” を目指し虐待対応を機敏に・適切に—

虐待対応専門職派遣チーム {長野県弁護士会（高齢者・障害者総合支援センター）
長野県社会福祉士会（虐待対応委員会）}

1 派遣趣旨

高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、県内の市町村が受理した高齢者・障がい者等への虐待（疑いを含む）について、その具体的な対応と体制整備等の支援（アドバイス等）を行い、権利擁護の推進に寄与することを目指します。

2 派遣対象

市町村行政（地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター）
（「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業実施要綱」による）

3 派遣手続き

市町村が派遣を依頼する場合は、「専門職チーム」事務局にご連絡ください。
※ 派遣日時等を調整後、市町村は派遣依頼書を事務局に提出します。

4 派遣内容

専門職チームは、管理職が出席するケース会議、事例検討会等で助言・指導を行います。
※ チームは、直接虐待者への対応及び電話やFAX、メールでの相談は行いません。
※ チーム派遣のため、一方の専門職のみの派遣には応じられません。

5 派遣費用

- ① 報酬 専門職1人－1時間当たり10,000円（超えた場合30分毎に1人5,000円）＋消費税
- ② 交通費 交通費実費（車の場合有料道路代及び路程1km当たり各自自治体の旅費規程による）
- ③ 事務手数料 派遣1回につき2,000円

※ 高齢者虐待については、長野県が「高齢者虐待対応伴奏支援事業」により予算の範囲内で負担します。

6 専門職チームの方針

- ① チームとして助言
2つの異なる専門職の視点と発想で、客観的に助言を行い（弁護士：虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士：虐待対応の実践方法に関する助言）実効性のある役割を果たします。
- ② アドバイザーとして
チームによる助言により、責任主体である市町村が虐待対応に関する力をつけることを目指し、助言者（アドバイザー）として伺います。
- ③ 個別のケースを通じて
個別の事例を通して、適切かつ具体的な対応策をチームが助言することにより、市町村等の虐待対応力の向上を目指します。

※ 2021年度より、委託契約書を取り交すことなく、実施要綱に基づき派遣が可能となっています。

高齢者・障がい者虐待対応専門職派遣チーム事務局

（公益社団法人長野県社会福祉士会事務局内）
〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
TEL: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339 E-mail: info@naesw.com

(参考) 高齢者権利擁護等推進事業 (介護保険事業費補助金)

1 事業の目的

令和8年度当初予算 1.2億円 (1.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業の概要・スキーム

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催 (2017年～)

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成 (2017年～)

- ・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等 (セルフ・ネグレクト含む) につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣 (アウトリーチ) (2019年～)

養護者による虐待等 (セルフ・ネグレクト含む) につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応 (悪化防止)】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議 (2007年～)

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修 (2007年～)

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に、職員のストレス及びハラスメント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修 (2007年～)

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修 (2017年～)

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置 (2007年～)

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援 (2017年～)

高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居宅確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置 (2020年～)

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定 (再発・未然防止策等) の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

■事業主体 : 都道府県 ■補助率 : 1/2
■補助対象経費: 高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

第二期計画及び中間検証を踏まえた現状の取組

成年後見制度利用支援事業について

- 対象要件の拡大等
 - ・利用支援事業実施時の対象要件の拡大等について、自治体あてに検討を依頼(R5.5.30付け事務連絡)
 - ・主な依頼内容は次のとおり
 - 〔・広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
 - ・市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象とすること
 - ・後見人以外の後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること
- 令和6年度「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」
 - ・利用支援事業の対象範囲(申立者、類型、資力の有無)等を調査し、結果を自治体に周知(R7.6.30付け事務連絡)
- 令和7年度「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」
 - ・作業部会を開催し、利用支援事業についても検討を実施
 - ・成年後見制度の改正も踏まえ、今後、利用支援事業の見直しを検討するに当たっての課題や論点を提示
- 令和8年度「市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」
 - ・令和7年度調査研究事業の結果も踏まえ、市町村等へのアンケートやヒアリングにより、助成対象要件に応じた財政的な影響額を予測するための試算モデルの構築を予定

成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者:成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人等の報酬

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村(負担割合:国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100)

4. 令和8年度予算

地域支援事業交付金1,807億円の内数(令和7年度予算:1,800億円)

5. 実施状況

令和7年4月1日現在 1,699市町村(令和7年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査)

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村（補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内）

4. 令和 8 年度予算

地域生活支援事業費等補助金 505 億円の内数（令和 7 年度予算：502 億円）

5. 実施状況

令和 7 年 4 月 1 日現在 1,697 市町村（令和 7 年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査）

助成制度の実施状況(高齢者関係)

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から
回答

時点	助成制度あり				なし
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和7年4月1日	1,699	1,622	9	68	42
令和6年4月1日	1,703	1,637	9	57	38
平成5年4月1日	1,708	1,628	9	71	33

②申立費用や報酬の助成対象の状況(自治体数)

※助成制度がある
自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	広く 低所得者
令和7年4月1日	1,695	1,290	1,253	974	1,698	1,676	1,677	20	1,679
令和6年4月1日	1,696	1,233	1,208	968	1,702	1,688	1,689	13	1,690
平成5年4月1日	1,706	1,178	1,143	937	1,708	1,687	1,685	14	1,694

③申立費用や報酬の助成実績(件数)

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和6年度	4,451	18,011
令和5年度	4,535	16,132
平成4年度	4,222	14,779

助成制度の実施状況(障害者関係)

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体
から回答

時点	助成制度あり				なし
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和7年4月1日	1,697	1,627	8	62	44
令和6年4月1日	1,702	1,645	7	50	39
平成5年4月1日	1,708	1,636	10	62	33

②申立費用や報酬の助成対象の状況(自治体数)

※助成制度がある
自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	広く 低所得者
令和7年4月1日	1,695	1,279	1,238	954	1,696	1,678	1,679	22	1,675
令和6年4月1日	1,695	1,233	1,207	948	1,701	1,690	1,690	15	1,687
平成5年4月1日	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695

③申立費用や報酬の助成実績(件数)

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和6年度	1,115	7,715
令和5年度	950	6,766
平成4年度	945	5,961

令和7年度老人保健健康増進等事業 「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」①

(再掲)

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

事業概要

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書における指摘事項や、今後の成年後見制度の改正等も踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍支援に向けた対応策の検討を目的として、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活躍支援に係る取組の実態把握と課題分析、対応策の検討等を行った。
- あわせて作業部会を設置し、今後、成年後見制度利用支援事業の見直しを検討する際の課題や対応の方向性を整理するための論点の提示を行った。

市民後見人育成のポイント

- 今般の成年後見制度の改正に伴い、後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる。
- 養成研修については、段階的・選択的なコース制の導入やオンラインを活用した受講形態の多様化、広域での育成・活躍支援の推進などが効果的。
- 「市民後見人の強みを活かせるか」という視点での受任調整や、継続して市民後見人を支える体制整備、家庭裁判所の理解を得ること等が必要。

【好事例】

- ・養成研修修了者を対象にした勉強会や交流会の開催等により、修了者が孤立しない環境を整えている事例
- ・受任後も定期的な状況確認や専門職への相談機会を設けるなど、中核機関を中心にチームとして支援する体制を整えている事例
- ・家庭裁判所に対し、行政と中核機関が一体となって市民後見人の活動内容や選任後の支援体制を説明し、理解を得ている事例

法人後見育成のポイント

- 法人後見は、地域全体で権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として位置づけ、体制整備を進めていくことが重要である。
- 市町村における受任調整(会議)において、本人の状況や課題に応じた候補者の検討等に活用できるよう、都道府県が主体となって法人後見実施団体のリスト(名簿)を整備し、市町村や中核機関と共有する必要がある、リスト(名簿)の作成に当たっては家庭裁判所との連携も必要。
- 法人後見の新規参入にあたっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっていることから、調査結果で把握した先進事例を参考にする。

【好事例】

- ・社会福祉協議会が法人後見実施団体をリスト化し、関係機関と共有することで、適切な候補者選定を支援している事例
- ・専門職が受任を躊躇する困難事案を、法人後見として受任する事例
- ・市民後見人の活躍の場として法人後見支援員を活用している事例

作業部会で提示された利用支援事業に関する論点

- 全国統一基準を設ける必要性
 - ・利用者の権利尊重(本人にとって最も適切な医療・福祉サービスの選択を可能にする)という観点からも、全国統一基準は必要
- 助成対象要件や助成額のあり方
 - ・市民後見人の無報酬運用や、法人後見実施団体への補助など、自治体ごとの運用差があるため、一律化の際には考慮が必要
- その他
 - ・助成基準を全国一律とする場合には、裁判所の報酬決定基準とも、一定の方向性が共有されることが望ましい。

本事業実施後の対応

- R8.6.12付けで自治体あてに事務連絡を発出し、本事業報告書(育成・活躍支援のポイント及び好事例)について周知
- 同日、最高裁判所あてに事務連絡を発出し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼

検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

海野芳隆(社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長)
 上山泰(新潟大学法学部教授)
 川端伸子(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事)
 住田敦子(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長)
 ◎永田祐(同志社大学社会学部社会福祉学科教授)
 前田実知代(徳島県美馬市保険福祉部次長)
 山本恵美子(広島県健康福祉局地域共生社会推進課長)
 オブザーバー:厚生労働省、法務省、最高裁判所

作業部会

※五十音順 ◎=委員長

青木佳史(日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長)
 安藤亨(愛知県豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長)
 ◎上山泰(新潟大学法学部教授)
 川端伸子(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事)
 住田敦子(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長)
 中野篤子(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長)
 星野美子(公益社団法人日本社会福祉士会参事)
 オブザーバー:厚生労働省、法務省、最高裁判所

令和8年度老人保健健康増進等事業

「市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

事業概要

- 各市町村における市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の実施状況について、アンケートやヒアリングによって把握するとともに、有識者等からなる検討委員会を設置し、成年後見制度の改正等を踏まえた、望ましい市町村長申立てや利用支援事業のあり方について、財政的な影響等も含めた検討を行う。

【市町村長申立て】

- ・親族等とのトラブル回避のための工夫や、丁寧な対応等の好事例について、市町村への横展開を予定

【成年後見制度利用支援事業】

- ・助成対象要件に応じた財政的な影響額を予測するための試算モデルの構築を予定

事業内容

- 全市町村を対象としたアンケート調査
 - ・市町村長申立て（親族調査における意思確認の方法や実施状況等）、利用支援事業（各市町村の助成要件や利用者数等）について調査
- ヒアリング調査
 - ・有識者～今般の成年後見制度の改正を踏まえ、市町村長申立ての法的意義や利用支援事業の助成対象要件に係る理論的根拠を得る
 - ・一部自治体等～市町村長申立て（トラブルの内容や回避するための工夫）や利用支援事業（対象要件の設定や助成額等の詳細データ）について調査
- 市町村長申立てにおける実務の流れや留意点等を示す「実務手順書（案）」の作成

検討体制

検討中

- （学識者、専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士）、
地方自治体、中核機関等を予定）

スケジュール

- 8月 第1回検討委員会、有識者向けヒアリング調査
- 9～11月 市町村向けアンケート調査・ヒアリング調査
- 10月 第2回検討委員会
- 12月 第3回検討委員会（実務手順書（案）の検討）
- 2月 第4回検討委員会（試算モデルの検討）
- 3月 第5回検討委員会（報告書とりまとめ）

現状・課題及び論点

現状・課題

- 全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適切に実施される必要があるが、実施状況には地域差があるとの指摘がある。
- 市町村長申立てについては、虐待等の緊急事案において、親族への意向調査を省略できること等を自治体に示しているが、申立てを巡って親族等とトラブルとなる事案も生じており、運用の改善を求める声がある。
- また、高齢者の虐待を理由とする市町村長申立に関連して、高齢者虐待防止法に基づく、虐待を受けた高齢者の保護を図るために講じられた面会制限等の適切な運用や、手続きの透明化が図られるよう周知すべき旨国会質疑等において度々指摘されている。
- 利用支援事業については、広く低所得者を対象に含めること等の見直しを自治体に依頼しているものの、事業の実施状況については、依然として地域差があり、国において全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘がある。

論点

- 市町村長申立てに関する親族トラブル等を回避するため、親族調査等の実施に関して、どう考えるか。
- 高齢者の虐待事案に係る判断と関連して高齢者虐待対応における、市町村長申立の運用についてどのように周知を図るかとともに、自治体の体制整備の支援のあり方について、どう考えるか。
- 利用支援事業に関する全国統一基準を設定する場合、その対象や財源について、どう考えるか。
- 成年後見制度の改正に伴う市町村長申立てや利用支援事業への影響と、必要な対応等について、どう考えるか。